

## 1 行政施策の展開に関すること

国が推進する「我が事・丸ごと」の考え方（1、4ページ参照）、現在の本市の主要課題（33～35ページ参照）を踏まえると、第3期計画で定めている大きな方向性は、既にこれらに対応するものとなっており、継続することが適当であると言えます。

一方、福祉に関する個別計画に共通する理念・方向性を定めるという計画の位置づけを踏まえた個別計画との整合性の確保、新たな課題への対応の観点から、施策の方向の見直しを行い、次期計画に反映させていく必要があります。

## 2 計画管理に関すること

### （1）事業の再整理について

第3期計画策定時において、計画に位置づける事業を、進行管理事業と関連事業に区分したことにより、計画の管理は効率化しました。しかし、社会福祉法の改正により、地域福祉計画が福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられたこと、関連する他の行政計画（関連計画）との役割分担を勘案し、進行管理事業と関連事業の区分をより明確にし、再整理を行う必要があります。

### （2）庁内での連携について

第3期計画期間においても、地域課題に関する庁内での連携が十分とは言えない期間がありました。庁内での連携を図りながら地域課題の情報共有と対応する施策の検討を行う仕組みを再度明確にする必要があります。

### 3 福祉圏域に関すること

第3期計画では、適正な規模とは言い難い小域福祉圏におけるブロック制について、適正な運用を図ることのできる支援のあり方について検討する旨を記載しておりました。南行徳地区においては、エリアが広く、新たな地域ケアシステムの拠点を求める声が大きかったことを踏まえ、第3期計画期間中に、地域住民やコミュニティワーカーとの連携のもと、第2拠点を開設し、支援のあり方の一例を示すことができました。

また、第3期計画においては、小域福祉圏（14地区）、基幹福祉圏（3地区）、市域の3層構造とし、基幹福祉圏ごとの地域課題と役割分担を地区別計画として位置づけていました。しかし、基幹福祉圏ごとの地域課題の検討では、実際の地域活動の単位である小域福祉圏ごとの地域特性や課題が見えづらくなっています。これを踏まえ、小域福祉圏に直接焦点を当て、地域課題の把握・検討を行う仕組みにしていく必要があります。

### 4 計画期間に関すること

これまでも、地域福祉計画は福祉に関する個別計画に共通する理念・方向性を定める位置づけとなっておりましたが、各個別計画と計画期間の周期がそろっておらず、同時期に整合性を確保して計画を策定することが困難となっていました。

次期計画の策定にあたっては、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：3年間）、第3次いちかわハートフルプラン（計画期間：3年間）と策定年度がそろっているほか、社会福祉法の改正により、地域福祉計画の福祉分野の上位計画としての位置づけが明確化されていることから、両計画と周期をそろえPDCAサイクルを合わせることが図るとともに、上位計画としての位置づけを勘案して、計画期間を設定する必要があります。